

個人情報取扱規程

本規程は、一般社団法人東京都カヌー協会において、個人情報の適正な取扱いに関する基本事項を定め、もって関係者の個人情報を保護し、業務の適正な運営を確保することを目的として制定するものである。

第1条 (目的)

本規程は、一般社団法人東京都カヌー協会（以下「当協会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関する基本事項を定め、もって関係者の個人情報を保護し、当協会の業務の適正な運営を確保することを目的とする。

第2条 (定義)

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 個人情報**: 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報法」という。）第2条第1項に定めるものをいう。）
- 個人データ**: 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 要配慮個人情報**: 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報法に定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 本人**: 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第3条 (適用範囲)

本規程は、当協会の役員、職員、加盟団体の構成員、ボランティア、業務委託先（以下「関係者」という。）に適用する。当協会が取得し、又は保有する全ての個人情報を対象とする。

第4条 (利用目的の特定及び通知)

- 当協会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定する。
- 当協会は、個人情報を取得する場合、本人に対し、利用目的を通知し、又は公表するものとする。当協会ウェブサイトの「個人情報保護方針」への掲載をもってこれに替えることができる。

第5条 (適正取得)

- 当協会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- 要配慮個人情報を取得する場合は、本人の同意を得る。ただし、個人情報法に定める例外事由に該当する場合はこの限りでない。

第6条 (利用目的による制限)

当協会は、第4条に基づき特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。利用目的を変更する場合は、本人に通知し、又は公表する。

第7条 (第三者提供の制限)

1. 当協会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、個人情報第27条第1項各号に定める例外事由に該当する場合はこの限りでない。
2. 当協会は、第三者提供を行う場合、個人情報第29条に基づき記録を作成し、保管する。

第8条 (安全管理措置)

1. 当協会は、個人データの漏えい、滅失又は毀損を防止するため、組織的・人的・物理的・技術的の各観点から必要かつ適切な安全管理措置を講ずる。
2. 当協会は、関係者に対し、個人情報の適正な取扱いに関する教育及び研修を継続的に実施する。

第9条 (委託先の監督)

当協会は、個人データの取扱いを第三者に委託する場合、当該委託先における個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行う。委託契約には、安全管理措置、再委託の制限、漏えい時の通知義務その他必要な事項を定める。

第10条 (本人の権利への対応)

1. 当協会は、本人から自己の個人情報について、利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止等の請求を受けたときは、個人情報法に基づき適切かつ速やかに対応する。
2. 苦情、相談、請求の窓口は事務総長が担当する。事務総長自身が当該事案の当事者となる場合、又は事務総長に通報することが適当でない事案の場合は、会長又は監事が対応する。連絡先は当協会ウェブサイトのお問い合わせフォームとする。

第11条 (漏えい等への対応)

1. 当協会は、個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人の権利利益を害するおそれのある事態が発生した場合、個人情報法第26条に基づき、速やかに個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を行う。
2. 関係者は、漏えい等の事態を発見した場合、直ちに事務総長に報告するものとする。

第12条 (改廃)

本規程の制定及び改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規程は2025年12月20日から施行する。